

## 資料一覧

資料No.	資料名	掲載頁
資料 1	都道府県・年齢別 総人口	3
資料 2	大学における看護人材養成の在り方に関する検討会最終報告（抜粋）	5
資料 3	本学における地域貢献の取組例	6
資料 4	2010 年度(平成 22 年度)公開講座開催実績	6
資料 5	札幌市立大学大学院看護学研究科博士後期課程設置に関するアンケート(在学生対象)集計結果	13
資料 6	看護学研究科博士後期課程教育課程概念図	2,14
資料 7	専任教員の年齢構成	18
資料 8	公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則 抜粋	19
資料 9	看護学研究科博士後期課程 履修モデル	20
資料 10	看護学研究科博士論文研究指導スケジュール	21,23
資料 11	公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程	21
資料 12	公立大学法人札幌市立大学倫理委員会規程	21
資料 13	看護学部と看護学研究科の関連図(カリキュラム・教員組織)	2,24
資料 14	看護学研究科博士後期課程時間割	26
資料 15	看護学研究科院生研究室見取り図	29
資料 16	桑園キャンパス図書館所蔵雑誌一覧	30
資料 17	2011 年度(平成 23 年度)公立大学法人札幌市立大学組織図	35
資料 18	2010 年度(平成 22 年度)FD研修会実績	43

都道府県・年齢別 総人口

(平成21年10月1日現在)

(単位 千人)

都道府県	男 女 計							
	0～14歳		15～64歳		65歳以上			
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	うち75歳以上 人口	割合
全 国	17,011	13.3%	81,493	63.9%	29,005	22.7%	13,710	10.8%
01北海道	663	12.0%	3,510	63.7%	1,334	24.2%	647	11.8%
02青森県	173	12.5%	862	62.5%	344	24.9%	169	12.3%
03岩手県	169	12.6%	813	60.6%	359	26.8%	185	13.8%
04宮城県	314	13.4%	1,506	64.5%	515	22.1%	257	11.0%
05秋田県	123	11.2%	656	59.9%	317	28.9%	167	15.2%
06山形県	147	12.5%	713	60.5%	319	27.1%	174	14.8%
07福島県	282	13.8%	1,253	61.5%	504	24.7%	266	13.1%
08茨城県	398	13.4%	1,912	64.6%	650	22.0%	303	10.2%
09栃木県	273	13.6%	1,298	64.7%	435	21.7%	211	10.5%
10群馬県	275	13.7%	1,270	63.2%	463	23.1%	227	11.3%
11埼玉県	969	13.6%	4,734	66.4%	1,427	20.0%	554	7.8%
12千葉県	817	13.3%	4,030	65.7%	1,291	21.0%	533	8.7%
13東京都	1,526	11.9%	8,658	67.3%	2,685	20.9%	1,212	9.4%
14神奈川県	1,201	13.4%	5,953	66.6%	1,790	20.0%	755	8.4%
15新潟県	300	12.6%	1,458	61.3%	620	26.1%	327	13.8%
16富山県	140	12.8%	671	61.3%	284	25.9%	145	13.2%
17石川県	159	13.7%	731	62.8%	274	23.5%	138	11.9%
18福井県	114	14.1%	493	61.1%	200	24.8%	105	13.0%
19山梨県	117	13.5%	539	62.2%	210	24.2%	109	12.6%
20長野県	289	13.4%	1,304	60.4%	566	26.2%	300	13.9%
21岐阜県	289	13.8%	1,309	62.6%	493	23.6%	236	11.3%
22静岡県	508	13.4%	2,399	63.3%	885	23.3%	420	11.1%
23愛知県	1,087	14.7%	4,860	65.5%	1,471	19.8%	630	8.5%
24三重県	254	13.6%	1,172	62.6%	445	23.8%	215	11.5%
25滋賀県	210	15.0%	910	64.8%	284	20.2%	136	9.7%
26京都府	346	13.2%	1,670	63.7%	606	23.1%	284	10.8%
27大阪府	1,208	13.7%	5,655	64.3%	1,938	22.0%	806	9.2%
28兵庫県	771	13.8%	3,539	63.4%	1,273	22.8%	588	10.5%
29奈良県	185	13.2%	885	63.3%	329	23.5%	149	10.7%
30和歌山県	129	12.8%	607	60.5%	268	26.7%	135	13.5%
31鳥取県	76	12.9%	362	61.3%	153	25.9%	84	14.2%
32島根県	91	12.7%	418	58.2%	209	29.1%	118	16.4%
33岡山県	267	13.8%	1,191	61.4%	483	24.9%	246	12.7%
34広島県	391	13.7%	1,795	62.7%	677	23.6%	334	11.7%
35山口県	183	12.6%	872	59.9%	400	27.5%	204	14.0%
36徳島県	99	12.5%	481	60.9%	210	26.6%	112	14.2%
37香川県	135	13.5%	610	61.1%	254	25.4%	133	13.3%
38愛媛県	184	12.8%	876	61.0%	376	26.2%	198	13.8%
39高知県	93	12.1%	456	59.5%	218	28.4%	119	15.5%
40福岡県	702	13.9%	3,241	64.1%	1,111	22.0%	541	10.7%
41佐賀県	121	14.2%	524	61.5%	207	24.3%	111	13.0%
42長崎県	189	13.2%	873	61.0%	368	25.7%	194	13.6%
43熊本県	251	13.8%	1,099	60.6%	463	25.5%	249	13.7%
44大分県	158	13.2%	721	60.3%	316	26.4%	165	13.8%
45宮崎県	154	13.6%	688	60.8%	290	25.6%	152	13.4%
46鹿児島県	236	13.8%	1,022	59.8%	450	26.3%	246	14.4%
47沖縄県	245	17.7%	895	64.8%	242	17.5%	119	8.6%

### 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告（抜粋）

平成23年3月11日

#### 1. 大学における看護学教育の現状認識

○大学院における看護系人材養成の現状

＜大学院の急増と教育の実質化に向けた課題＞

平成4年以降大学が急増したことを受けて、看護系大学院も平成8年より急激に増加している。（平成8年度 修士課程数8、博士課程数5、平成22年度 修士課程等数127、博士課程数61）

大学院で養成が期待される人材としては、教育者、研究者、高度専門職業人、そして、知識基盤社会を支える、高度で知的な素養のある人材の養成が挙げられる。大学院は研究機関であるのみならず、教育機関としての役割も重要であることから、コースワークの整備をはじめとする大学院教育の実質化が課題となっている。

＜高度専門職業人養成にかかる課題＞

中央教育審議会大学分科会大学院部会医療系ワーキンググループの調査では、ほとんどの医療系大学院が、人材養成目的に「研究者、高度専門職業人」養成を掲げていること、及び、医療系大学院全体で、学生の専門資格志向が増えていることや、研究を志向する学生が減少していることが報告された。看護系大学院でも、専門看護師を養成する課程が平成22年現在60大学となるなど、多様な高度専門職業人養成に取り組む大学は増加傾向にある。

医療の高度化等を背景に、学士課程等では困難な高度専門職業人の養成を修士課程等に期待する声も大きい。既存の課程においては高度専門職業人として具体的に修得させるべき臨床技能や研究能力に関する到達目標が不明確な場合も少なくなく、大学院教育の質という観点から課題も指摘されている。

＜教員の充実にかかる課題＞

夜間土日開講や長期履修制度、e-learning を活用して履修の機会を確保する取組が広く浸透し、社会人の学習環境は充実してきたが、そうした取組に伴う教員の負担は増大し、教育体制の充実が課題となっている。

看護系大学が急激に増えたことによる教員の不足傾向や、博士課程に在学しながら教育にたずさわる教員が他分野と比較して多い等の現状もある中、高度専門職業人養成だけではなく、研究者や教育者の養成の充実も喫緊の課題である。

こうした認識に基づき、本検討会の審議事項の第三、「大学院における高度専門職業人養成の在り方」については、論点を高度専門職業人養成に限定せず、議論を進めた。

## 2. 今後の大学における看護系人材養成の在り方

### ○大学院における看護系人材養成の基本方針

#### <大学院教育の方向性>

中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（平成17年9月）では、今後の大学院教育の基本的な考え方を、①大学院教育の実質化、②国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくこととしている。そして、教育の在り方としては、学部段階における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵養する教育を行うことを基本としている。

#### <大学院における看護系人材養成の目指すもの>

こうした大学院教育の基本的考え方を前提に、看護系大学院における人材養成においては、看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成、学士課程では養成困難な、特定領域の高度専門職業人や、保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指す。

さらに、今後の看護ニーズの一層の拡大に対応するため、それぞれの大学院は教員の業務量に十分配慮しながら、社会人等の受入れ体制を整備しておくことが望ましい。

修士課程の課程数が充実してきたことや学生の多様化が進んでいること等を踏まえ、各大学院においては、社会のニーズや自大学院の教育資源に基づき、養成する人材像を一層明確化することを通じて、主体的に機能分化を図っていくことが望ましい。

[平成23年3月11日 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会報告書より抜粋]

本学における地域貢献の取組例

地域との連携研究例

研究課題	期 間	概 要
IT 活用による遠隔看護システム(E-KANGO)の試験的運用を目的とする調査研究	平成 22 年 10 月～ 現在まで	<p>北海道枝幸町との提携により高齢者や障害者の自宅と、訪問看護ステーションなどをネットで結び、双方に設置されたモニターの映像を通じて看護師や保健師らが健康支援する遠隔看護システムの試用運用を行っている。</p> <p>このシステムは、利用者がネットで血圧値等を送信することで、保健師等が健康状態を確認・助言等を行うことができるため、特に過疎地域での効果に期待が集まっている。研究チームにはデザインの教員も加わり、パソコンや IT に不慣れな高齢者でも操作できるよう使いやすい画面の配置や色、操作方法の工夫を行った。</p> <p>平成 23 年度は、病院と退院した患者の自宅を結んで試験運用を行う計画である。</p>
札幌・福井の冬季入浴時の温熱環境と高齢者の血圧変化の実態調査研究	平成 21 年 10 月 1 日～ 現在まで	<p>高齢者の心疾患・脳血管による浴室での死亡事故は、脱衣室や浴室の低断熱性に起因するとされている。そこで、看護学部の老年看護領域とデザイン学部の空間デザイン(建築環境学)領域が連携し、札幌と福井における冬季入浴時の温熱環境と高齢者の血圧変化について実態調査を行なった。</p> <p>研究の成果は本学主催の市民公開セミナーでの入浴指導法の解説のほか、日本建築学会・日本公衆衛生学会で研究発表を行なった。平成 23 年以降も基礎データの収集を行なう予定である。</p>
ユニバーサルデザイン視点からのビジュアルアイデンティティ研究	平成 21 年 6 月 1 日～ 平成 22 年 2 月 26 日	<p>札幌市円山動物園のモデル経路とサイン配置計画策定に係わる研究を行った。また、園内の案内係・誘導係・記名系サインについて、ユニバーサルデザイン視点からの視認性の検証結果を踏まえてデザイン提案を行った。</p>

## 専門職支援例

研究課題	期 間	概 要
北の民家モデル構築と普及促進プロジェクトに関する講演会及び講習会等の企画・運営	平成 21 年 6 月 13 日、 10 月 3 日、11 月 9 日、 11 月 16 日、12 月 21 日、 12 月 22 日、 平成 22 年 2 月 22 日	北海道における歴史的建造物の保存再生を目的に設立されたNPO法人北の民家の会において、建築設計・施行関係の技術者を対象に、建造物の保存再生のための建築技術の講演会、保存再生の普及啓蒙等の活動を行った。
認定看護管理者制度サードレベル教育課程	①平成 21 年 8 月 24 日 ～ 9 月 11 日(15 日間) ②平成 21 年 11 月 16 日 ～12 月 4 日(14 日間) ③平成 22 年 1 月 18 日 ～ 1 月 29 日(10 日間) 計 39 日間	保健医療福祉政策論(30 時間)、保健医療福祉組織論(45 時間)、経営管理論(75 時間)、経営者論(30 時間)、その他(30 時間)のプログラムにより、受講者は 8 週間 39 日間を受講し、修了者 12 名を輩出した。
医療機関の看護職を対象とした看護職員研修会の企画・運営	平成 19 年 5 月～現在	本学と札幌市内の医療機関(5 団体)との間で看護職員研修実施に係わる協定を交わしており、例年、本学の看護学部の教員が当該医療機関等に勤務する看護職を対象とした看護職員研修や看護研究指導を行っている。

## 2010年度(平成22年度) 公開講座 開催実績

## 1. 本学主催

月 日	講座名	区分※	対象	講座名	講師	受講者数		
						総数	男性	女性
4月24日(土) 14:00-16:00	葛西薫・広告の力	専門 講座	グラフィックデザインを志す学生、市内のデザイン関連の企業・専門家、企業の広報担当者、広告やデザイン、社会全般に興味を持つ市民	葛西薫・広告の力 ー心に届くコミュニケーションを考えるー	葛西薫(アートディレクター)	221	95	126
5月15日(土) 13:30-15:30	訪問看護スキルアップ講座 2010	専門 セミナー	訪問看護師、訪問看護に関心がある看護師の方	Part I 褥瘡ケア講座	高橋 夏絵(社団法人 北海道勤労者医療協会 勤医協中央病院 看護師長、皮膚・排泄ケア認定看護師(WOC看護認定看護師))	53	1	52
11月13日(土) 13:30-15:30		専門 セミナー	訪問看護師、訪問看護に関心がある看護職の方	Part II 認知症ケア講座	スーディ神崎和代(看護学部教授)	67	1	66
6月19日(土) 10:00-16:00	都市の緑を学ぶエコツアー ー町の緑、田舎の緑をめぐり、美しい風景を描こうー	市民 講座	一般市民の方	街路樹の健康を学び、治療が必要な樹木に取り付けるサインづくり	吉田恵介(デザイン学部教授) ピアンカ・フェルスト(ピアンカハウス主宰) 氏家陵(札幌市立大学非常勤職員)	8	1	7
7月16日(金) 18:30-20:30	道具文化とデザイン	専門 講座	職業デザイナー、デザインを学ぶ学生、デザインに関心がある市民の方	道具文化とデザイン	藤本清春(GKデザイン機構道具文化研究所所長)	34	24	10
9月6日(月) 10:00-16:30	臨床看護師のための指圧マッサージ実践講座	専門 講座	看護職	臨床看護師のための指圧マッサージ実践講座	河内喜久子(治療室シーズ 院長) 大野夏代(看護学部准教授)	16	1	15
9月7日(火) 10:00-16:30		専門 講座	看護職	臨床看護師のための指圧マッサージ実践講座	河内喜久子(治療室シーズ 院長) 大野夏代(看護学部准教授)	9	2	7
10月22日(金) 18:30-20:30	札幌のまちづくりにおける建築の役割と意味	専門 セミナー	まちづくり・建築関係専門家(行政・教育機関・企業関係者)、まちづくりに関心のある一般市民	歴史的にみたまちづくりにおける建築の役割と意味	羽深 久夫(デザイン学部教授)	19	9	10
11月10日(水) 18:30-20:30				建築意匠からみたまちづくりにおける建築の役割と意味	小澤 丈夫(北海道大学大学院工学研究院准教授)	26	18	8
12月17日(金) 18:30-20:30				建築環境からみたまちづくりにおける建築の役割と意味	斉藤 雅也(デザイン学部講師)	17	11	6
1月14日(金) 18:30-20:30				建築計画からみたまちづくりにおける建築の役割と意味	那須 聖(デザイン学部講師)	16	12	4
2月18日(金) 18:30-20:30				建築環境心理からみたまちづくりにおける建築の役割と意味	片山 めぐみ(デザイン学部助教)	24	16	8
11月9日(火) 13:00-15:00	積雪寒冷地の札幌で高齢者を健やかに生きるための知恵袋Ⅱ	市民 セミナー	高齢者とその家族、および関心のある一般市民の方	・高齢者にとっての安全で快適な住居環境 ・環境感覚を活かす建築設計と暮らし	羽山 広文(北海道大学大学院工学研究院教授)	11	7	4
12月7日(火) 13:00-15:00				・積雪寒冷地の住民にとって安全で快適な入浴習慣	坂倉 恵美子(看護学部 教授)	14	9	5
1月12日(水) 13:00-15:00				・安全で快適な入浴環境調査の報告	斉藤 雅也(デザイン学部 講師)			
				・しなやかな重心移動により転倒予防	鈴木 英樹(北のくらしと地域ケア研究所(キタライフ)研究所 代表)	14	9	5
2月9日(水) 13:00-15:00				・高齢期の回想法(老いの復権)	坂倉 恵美子(看護学部 教授)	11	8	3
・日常生活における「回想」実施の意義	森 浩義(エディアワークス ディレクター)							

月 日	講座名	区分※	対象	講座名	講師	受講者数					
						総数	男性	女性			
12月2日(木) 18:00-20:00	人をつなぐコミュニケーション ー札幌市立大学における4つの取り組みー	市民 セミナー	「コミュニケーション」 に関心のある一般市民の方	ゲームで考える小グループの コミュニケーション	町田佳世子 (デザイン学部准教授)	18	9	9			
住民参加型まちづくりのコミュ ニケーション				上田裕文 (デザイン学部助教)							
12月16日(木) 18:00-20:00				デザインにおけるコミュニケー ション戦略	柿山浩一郎 (デザイン学部講師)	23	6	17			
				心理社会的エンパワーメントの コミュニケーション	新納美美 (看護学部講師)						
11月26日(金) 18:30-20:00	世界の創造都市 ー前線からの報告ー	市民 セミナー	市民、企業人、学生 の方など	都市のオープン・イノベーションへ ー文化経済、食、ウェル ネス、ソーシャルメディア、創造 産業	サム・インキネン(フィンランド未来 ンヘ ー文化経済、食、ウェル ネス、ソーシャルメディア、創造 産業)	38	22	16			
2月3日(木) 18:30-20:30				創造都市ベルリンの今	Nina Fischer (札幌市立大学非常勤講師) Maroan El Sani (札幌市立大学非常勤講師)				40	28	12
2月17日(木) 18:30-20:30				内外の創造都市を展望する	佐々木 雅幸 (大阪市立大学大学院教授)				32	20	12
2月23日(水) 18:30-20:30				芸術文化の経済的意義 ー経済波及効果論を超えてー	片山 泰輔 (静岡文化芸術大学文化政策 学部准教授)				36	25	11
2月28日(月) 18:30-20:30				創造都市さっぽろを展望する	吉田 恵介 (デザイン学部教授) 武邑 光裕 (デザイン学部教授) デーヴィッド・ライト (デザイン学部准教授)				48	32	16
2月3日(木) 13:00-16:00	看護師による口腔ケ アの実践	専門 講座	看護師	看護師による口腔ケアの実践	村松真澄 (看護学部講師)	38	4	34			
合計(人)						833	370	463			

## 2. 本学共催

月 日	講座名	区分	対象	講座名	講師	受講者数		
						総数	男性	女性
4月8日(木)~ 3月24日(木) 講義45回、実 習24回	さっぽろ緑花園芸学校	市民 セミナー	一般市民	さっぽろ緑花園芸学校 (A・B・Cコース)	財団法人札幌市公園緑化協 会、札幌市 他	2,322	-	-
12月20日(月) 18:30-20:00	デザイン研究科開設 記念講演会	市民 講座	一般市民、 学生の方	情感的生命機械体芸術 ー芸術と工学の融合を語るー	河口洋一郎 (アーティスト、東京大学大学 院教授)	118	56	62
2月7日(月) 18:30-20:00	特別講義	特別 講義	学生、一般市民	鏡を用いたビジュアル・トリック	趙 烈 (韓国漢城大学校芸術大学 メディアコンテンツ学部 教授)	41	-	-
合計(人)						2,481	56	62

※ 講座:1回開催で完結する講座、セミナー:複数回に亘って開催する講座



札幌市立大学大学院看護学研究科博士後期課程  
設置に関するアンケート(在学生対象) 集計結果

平成23年4月実施 アンケート対象者数 回答者数	1年次		2年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
	17	-	18	-	35	-
	16	94.1%	9	50.0%	25	71.4%

問1 あなたの性別を伺います。

区分	1年次		2年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1 男性	2	12.5%	0	0.0%	2	8.0%
2 女性	14	87.5%	9	100.0%	23	92.0%
計	16	100.0%	9	100.0%	25	100.0%

問2 あなたの年齢を伺います。

区分	1年次		2年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1 20代	1	6.3%	0	0.0%	1	4.0%
2 30代	7	43.8%	1	11.1%	8	32.0%
3 40代	6	37.5%	7	77.8%	13	52.0%
4 50代以上	2	12.5%	1	11.1%	3	12.0%
計	16	100.0%	9	100.0%	25	100.0%

問3 あなたの職業の有無及び現在の状況について伺います。

区分	1年次		2年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1 職業は有していない	9	56.3%	4	44.4%	13	52.0%
2 職業を有し、働きながら大学院で学んでいる	2	12.5%	0	0.0%	2	8.0%
3 職業を有していたが、大学院の入学を機に「休職」している	1	6.3%	1	11.1%	2	8.0%
4 職業を有していたが、大学院の入学を機に「退職」した	3	18.8%	2	22.2%	5	20.0%
5 その他	1	6.3%	2	22.2%	3	12.0%
計	16	100.0%	9	100.0%	25	100.0%

5 その他の記載

地方で就業中だったが、大学院入学を期に「退職」し札幌市内に非常勤として就職した	(1年次)
職業を有していたが2年目に退職した	(2年次)
常勤ではないが、仕事をしていることが多い	(2年次)

問4 本研究科では昼夜開講制を実施していますが、主にどの時間帯の授業を履修していますか。

区分	1年次		2年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1 昼間の時間帯	1	6.3%	0	0.0%	1	4.0%
2 夜間の時間帯	11	68.8%	5	55.6%	16	64.0%
3 両方の時間帯	4	25.0%	4	44.4%	8	32.0%
計	16	100.0%	9	100.0%	25	100.0%

問5 本研究科では、長期履修学生制度を実施していますが、あなたは当該制度を利用していますか。

区分	1年次		2年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1 利用している	8	50.0%	5	55.6%	13	52.0%
2 利用していない	8	50.0%	4	44.4%	12	48.0%
計	16	100.0%	9	100.0%	25	100.0%

問6 博士後期課程について興味・関心がありますか。

区 分	1年次		2年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1 とても興味・関心がある	6	37.5%	0	0.0%	6	24.0%
2 興味・関心がある	8	50.0%	6	66.7%	14	56.0%
3 あまり興味・関心はない	2	12.5%	3	33.3%	5	20.0%
計	16	100.0%	9	100.0%	25	100.0%

問7 大学院博士後期課程への進学意向はありますか。

区 分	1年次		2年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1 ぜひ進学したい	2	12.5%	0	0.0%	2	8.0%
2 進学したい	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3 条件が整えば進学したい	7	43.8%	2	22.2%	9	36.0%
4 修士課程の修了後に考えたい	5	31.3%	2	22.2%	7	28.0%
5 進学は考えない	0	0.0%	3	33.3%	3	12.0%
6 わからない	2	12.5%	2	22.2%	4	16.0%
計	16	100.0%	9	100.0%	25	100.0%

問8 博士後期課程への進学を希望する理由を伺います(複数回答可)

区 分	1年次		2年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1 博士の学位を取得したい	4	25.0%	1	11.1%	5	20.0%
2 研究者になりたい	5	31.3%	0	0.0%	5	20.0%
3 教育者(大学等の教員)になりたい	4	25.0%	0	0.0%	4	16.0%
4 仕事の能力を高めたい	4	25.0%	2	22.2%	6	24.0%
5 将来の進路の可能性を広げたい	7	43.8%	0	0.0%	7	28.0%
6 業務上、必要なため	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
7 転職や独立のため	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8 社会活動に活かすため	3	18.8%	1	11.1%	4	16.0%
9 その他	1	6.3%	1	11.1%	2	8.0%

9 その他の記載

視野を広げてみたい	(1年次)
これから取り組む研究に関連する方向を発展させたい	(2年次)

問9 博士後期課程の進学先を選択する際、何を重視しますか。(複数回答可)

区 分	1年次		2年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1 教育内容	9	56.3%	2	22.2%	11	44.0%
2 実施可能な研究内容	7	43.8%	3	33.3%	10	40.0%
3 指導教員	6	37.5%	3	33.3%	9	36.0%
4 学費・奨学金制度等	1	6.3%	1	11.1%	2	8.0%
5 就職への有利性	3	18.8%	0	0.0%	3	12.0%
6 その他	1	6.3%	0	0.0%	1	4.0%

6 その他の記載

修了後の社会への貢献度	(1年次)
-------------	-------

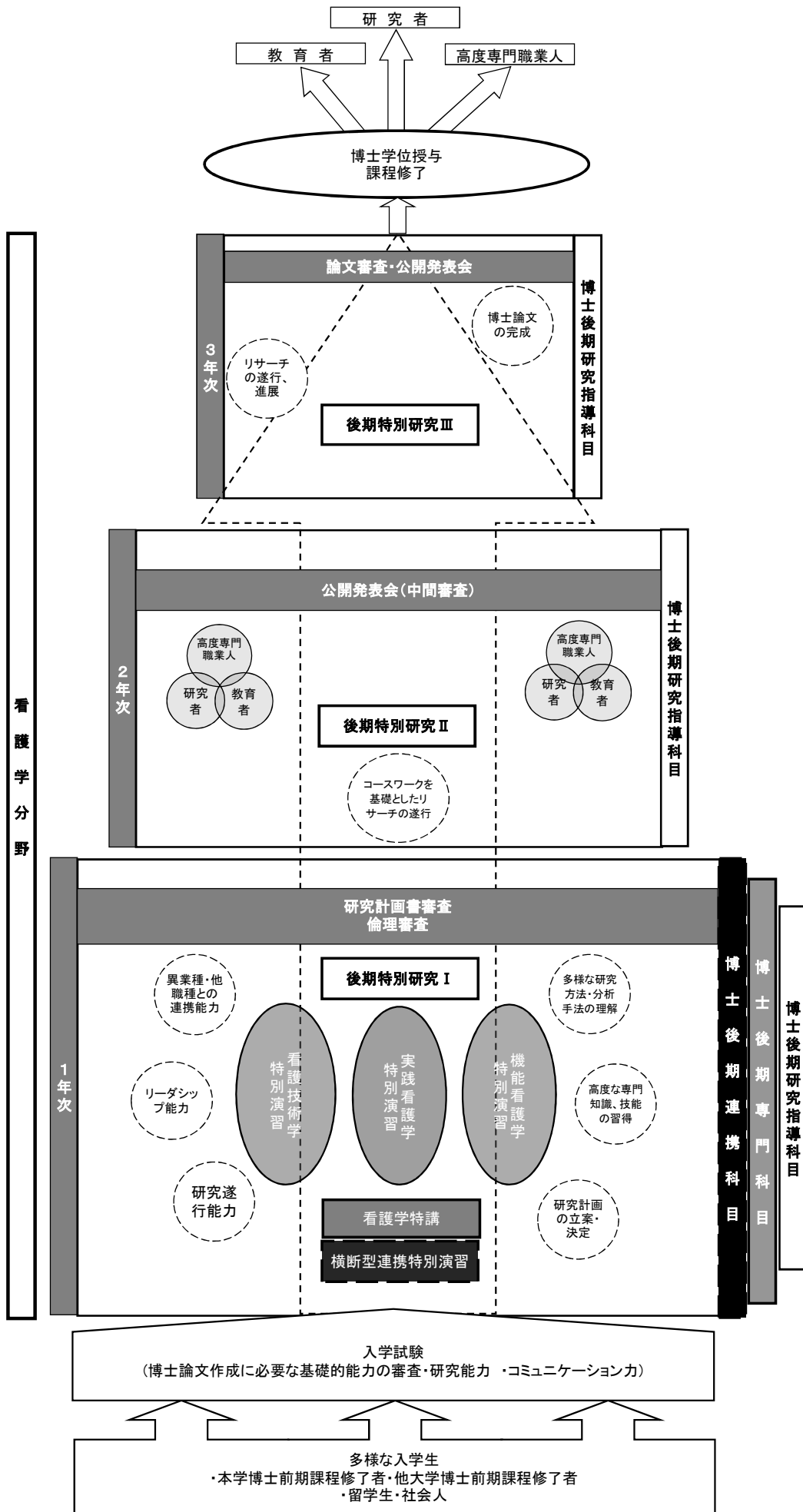
問10 本学大学院看護学研究科では、博士後期課程の設置を検討していますが、設置された場合、進学を希望しますか。

区 分	1年次		2年次		合計	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%
1 ぜひ進学したい	2	12.5%	0	0.0%	2	8.0%
2 進学したい	6	37.5%	2	22.2%	8	32.0%
3 他大学大学院へ進学したい	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4 進学は考えない	0	0.0%	1	11.1%	1	4.0%
5 わからない	4	25.0%	3	33.3%	7	28.0%
6 無回答	4	25.0%	3	33.3%	7	28.0%
計	16	100.0%	9	100.0%	25	100.0%

問11 設置を計画している大学院博士後期課程について、ご意見・ご要望等がありましたらお聞かせ下:

遠隔地からの通学が可能なカリキュラムであると地方の就業Nsにも道が開けると思います。交通の便の悪い地域からの通学も可能であれば。	(1年次)
現時点ではとくにありませんが、ぜひ設置されることを期待しております。	(1年次)
職業を有していても学び研究できる時間、方法を工夫してほしい。	(1年次)
まずCNSを目指します。そしてCNSとなり、活動していく上でさらなる学びが必要となった時には博士後期課程について考えていきたいと思っています。	(1年次)
計画段階の概要を修士課程の学生に伝えて頂けると有難いです。授業科目一覧や、担当教授、スケジュールがわかるような概要が良いと思います。	(1年次)
正直、修士課程での学びだけでも拡大された自分の視野に驚いている。更に視野を広げてみたいという期待を込めて進学したい気持もあるが、現職場への貢献を速やかに実施したく、その為には、まずCNSの取得と現職場の活動への専念が必要で、そう考えるとあまり進学は望めないように思う。	(1年次)
修士課程についても現在ぎりぎりのところで履修している段階なので先の事は考えられない現状です。ただ教育職を継続していきなればいずれ検討しなければいけないと思っています。	(1年次)
現在は研究計画に取り組むことに精いっぱいであるが、「看護開発学分野」にはとても興味がある。	(2年次)

看護学研究科博士後期課程教育課程概念図



## 専任教員の年齢構成

看護学研究科専任教員(全15人)

職名 人数	調書 番号	氏名	生年月日	年齢	備考
教授 10 人	1	中村 恵子			
	2	内田 雅子			
	3	河原田 まり子			
	4	坂倉 恵美子			
	5	定廣 和香子			
	6	スーティ神崎和代 (神崎和代)			
	7	樋之津 淳子			
	8	松浦 和代			
	9	宮崎 みち子			
	10	山本 勝則			
平均年齢				57.3歳	
准教授 4 人	11	菊地 ひろみ			
	12	村松 真澄			
	13	守村 洋			
	15	吉川 由希子			
平均年齢				50歳	

※年齢は開設時現在(平成24年4月)

## 公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則 抜粋

平成18年4月1日

改正 平成22年規則第15号

## 第3節 任期

(任期)

第10条 教員は、期間を定めて採用する。

2 前項に規定する教員の任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

(再任の上限)

第11条 前条第2項ただし書の規定にかかわらず、教員のうち、次の各号のいずれかに該当する者には、再任回数に上限を設けるものとする。

- (1) 講師
- (2) デザイン学部に勤務する助教及び助手
- (3) 看護学部に勤務する助教及び助手

2 前項に定める再任回数の上限は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第3号に掲げる教員 2回
- (2) 前項第2号に掲げる教員 1回

## 第6節 退職及び解雇

(退職)

第22条 教職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職し、教職員の身分を失うものとする。

- (1) 任期が満了し、再任されない場合
- (2) 自己都合により退職を届け出て理事長から承認された場合
- (3) 定年に達した場合
- (4) 退職に係る勸奨に応じた場合
- (5) 期間を定めて雇用されているときは、その期間が満了した場合
- (6) 休職期間が満了した後も、休職事由がなお消滅しない場合
- (7) 死亡した場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、教職員が行方不明になって30日を経過し

たとき（第17条第1項第9号に掲げる場合を除く。）は、退職したものとみなす。

- 3 第1項各号に掲げる事由に該当した場合は、その事由が発生し、退職することとなる日（以下「退職の日」という。）の翌日から教職員としての身分を失う。ただし、理事長は、第1項第1号及び第3号に該当した場合には、退職の日を事由の発生した日の属する年度の末日とすることができる。

（定年）

第24条 教員の定年は満65歳とし、職員の定年は満60歳とする。

（特例による定年の延長）

第25条 理事長は、定年に達した教職員のうち特別な業務に就いていた者について、その退職により業務の運営に重大な支障が生じると認める場合には、1年を超えない範囲で退職の日を延長することができる。

2 前項の規定による退職の日の延長は、当初の退職の日から3年を超えない範囲で更新することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
（開学時採用教員の定年の特例）
- 2 第22条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間に定年に達した教員の退職の日は、その最初の任期が満了する日とする。

附 則（平成22年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

# 看護学研究科博士後期課程履修モデル

履修モデル例(看護技術学をテーマとする学生)

研究テーマ：嚥下性肺炎の発症リスクを最小限にする口腔ケア技術の開発

## 修了後の進路等

- ・様々な看護場面における口腔ケア技術のトレーニングに対応可能な高度シミュレーターの開発者
- ・看護系大学、病院・施設等において科学的根拠に基づく口腔ケア技術を教授できる教育者
- ・病院等における摂食・嚥下リハビリテーションチームのリーダーとなる高度専門職業人

## 修了要件

・3年以上在学し、「博士後期連携科目」から2単位、「博士後期専門科目」から4単位以上(必修2単位を含む)、「博士後期研究指導科目」を8単位、合計14単位以上習得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。





# 看護学研究科博士後期課程履修モデル

履修モデル例(実践看護学をテーマとする学生)

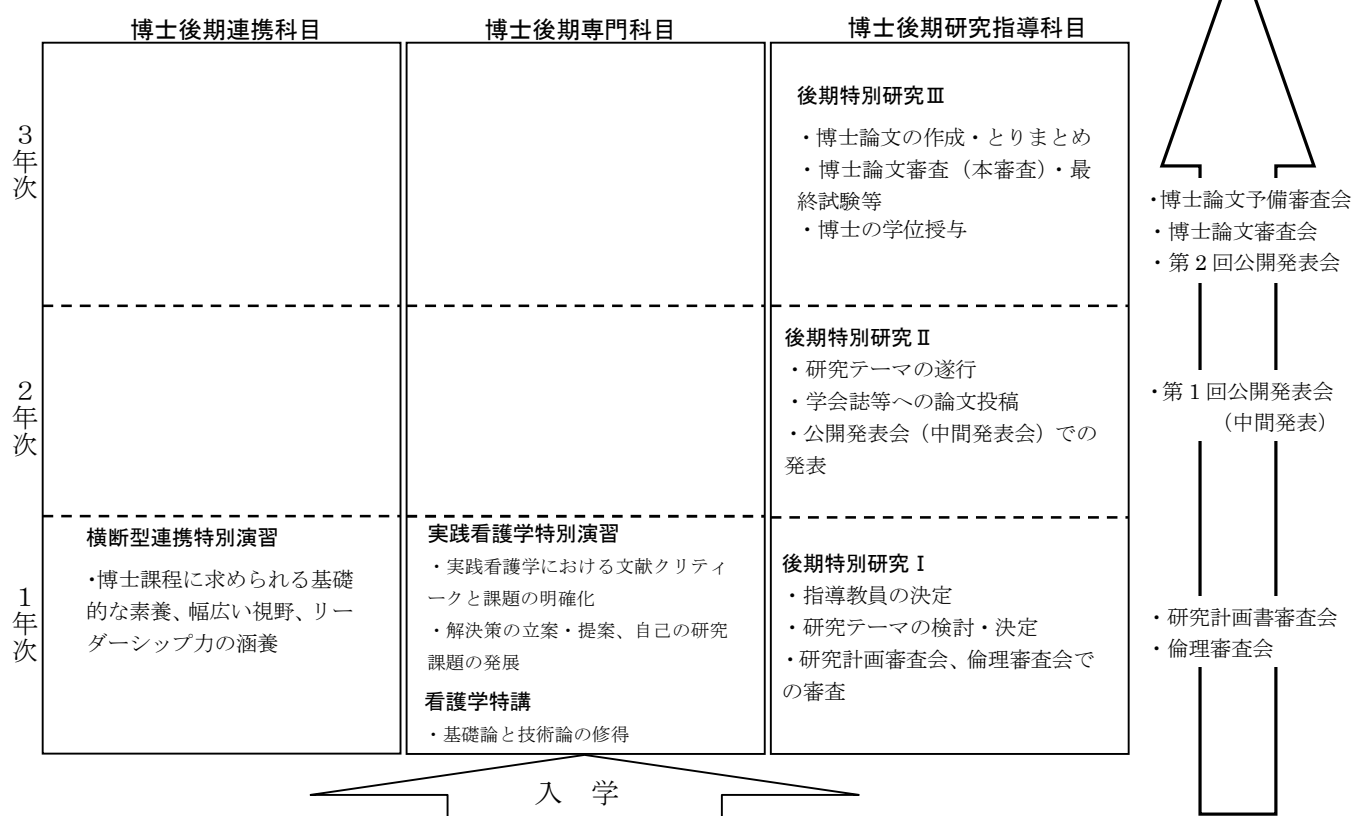
研究テーマ：急性期を担う看護師の継続教育プログラム開発

## 修了後の進路等

- ・ 研究所における看護の実践/応用研究、新システム等を構築できる研究者
- ・ 看護系大学において看護実践者及び管理者を育成することができる教育者
- ・ 病院等に所属して卓越した看護実践/指導/教育を行うことができる高度専門職業人

## 修了要件

・ 3年以上在学し、「博士後期連携科目」から2単位、「博士後期専門科目」から4単位以上(必修2単位を含む)、「博士後期研究指導科目」を8単位、合計14単位以上習得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。



・ 本学博士前期課程(成人看護学領域、地域生活看護学領域、母子看護学領域、精神看護学領域等)修了者、  
 他大学博士前期課程・修士課程修了者、留学生、社会人 など

# 看護学研究科博士後期課程履修モデル

履修モデル例(機能看護学をテーマとする学生)

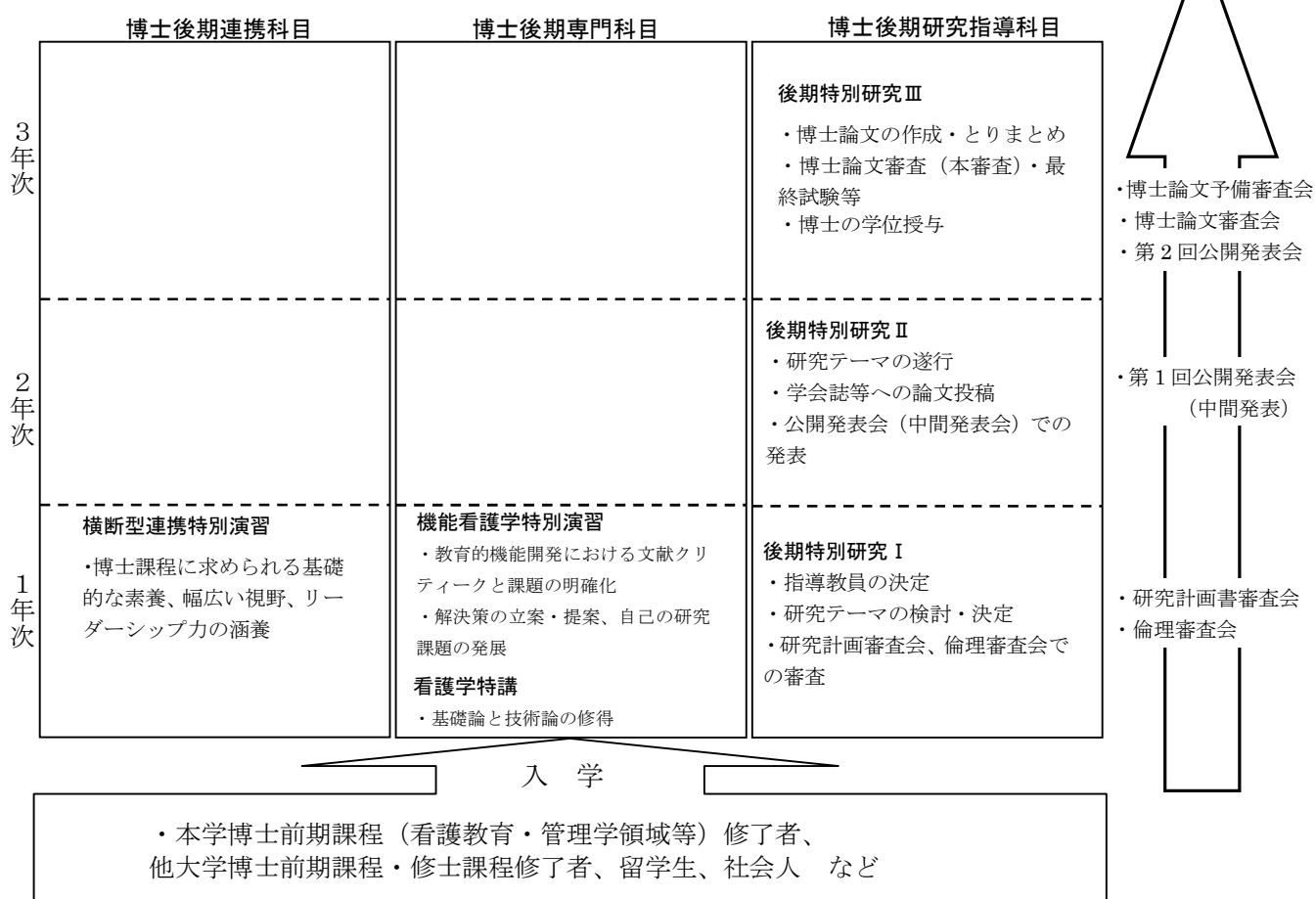
研究テーマ：看護専門学校教員を対象としたFDプログラム立案モデルの開発

## 修了後の進路等

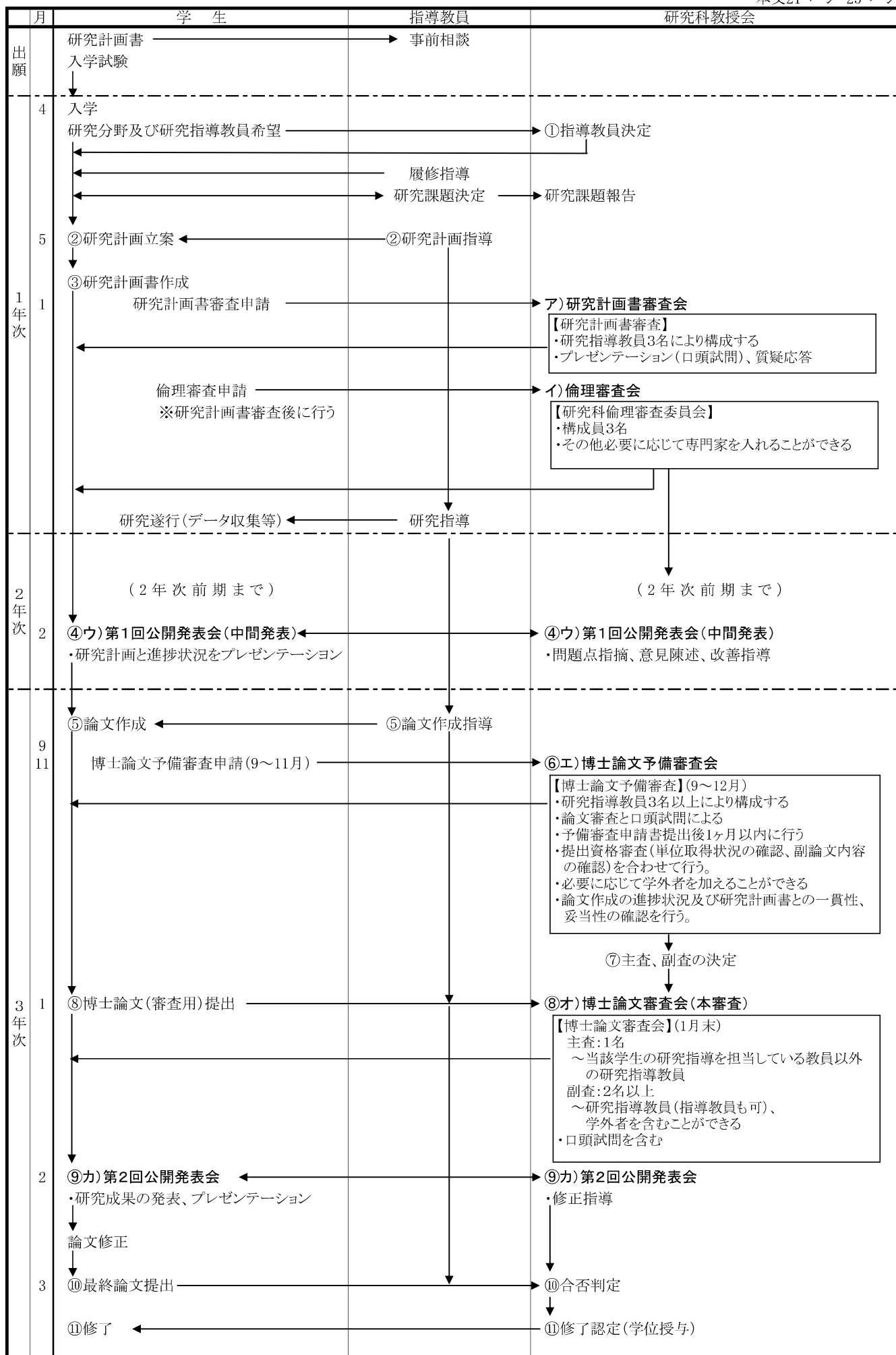
- ・看護系大学において看護教育学の理論的・方法論的知識を開発、適用し教育研究指導を行う教育者
- ・継続教育機関、病院等の看護継続教育プログラムを立案、普及できる高度専門職業人

## 修了要件

- ・3年以上在学し、「博士後期連携科目」から2単位、「博士後期専門科目」から4単位以上(必修2単位を含む)、「博士後期研究指導科目」を8単位、合計14単位以上習得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。



# 看護学研究科 博士論文研究指導スケジュール



## 公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程

平成18年9月6日

平成18年規程第58号

改正 平成20年規程第9号

## 前 文

大学の重要な役割は、世界人類の選択すべき未来に作用する世界的共通認識を構築することと同時に、地域社会においても都市や市民社会の未来を創造するさまざまな基盤形成に貢献することである。社会が今、大学に期待しているのは、諸学問領域からの散発的な成果ではなく、学問領域を超えて人類共通の諸問題と対峙し、過去の歴史を参照しながら「人間」を機軸にして知識それ自体を再編することである。

さらに、大学の未来は、まず市民と共にあり、市民の健康と安全を保全する都市の将来像と緊密に重なり合う。時代の変化に対処する弾力的な実行計画は、固定化した研究・教育モデルの確立を目的化するのではなく、常に創造性という柔軟なモジュールを大学に組み込むことによって実現される。

「創造性」と「倫理」とは、相反するものでなく、相互の意図をともに意識する人材を連携し、組織化するための言葉であり、場である。すなわち、個人的な知識の発露を前提とした従前の学術研究の枠組みを超え、専門化した領域を超えて広く意見を交換し、次世紀の大学をリードするための研究倫理を形成することが必要である。

21世紀に誕生した新たな公立大学の使命とは何か、その答えを自ら「創造」することが、札幌市立大学の使命であるとも言える。我々は、自由な創造的研究と共に、それに伴う倫理的責任の規範を強く自覚するため、ここに公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程を制定する。

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人札幌市立大学（以下、「本学」という。）における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の倫理的行動・態度について定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、法人の専任教員その他法人において研究活動に従事する者をいう。なお、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準じて取り扱うものとする。

2 この規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施及び成果の公表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれらに付随するすべての事項をいう。

3 この規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為をいう。

4 この規程において「共同研究者」とは、研究の代表者となる研究者と共同し研究活動に従事する研究者をいう。

5 この規程において「研究対象者」とは、研究を遂行するに当たって、当該研究の調査対象者となる者をいう。

6 この規程において「研究支援者」とは、研究を遂行するに当たって、様々な形で当該研究を支援する者をいう。

(研究の基本)

第3条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、研究の遂行において常に生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び法人の規程を遵守しなければならない。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習及び規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究対象者、研究支援者等に対して

は、謝意をもって接しなければならない。

4 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。

5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲を逸脱して収集してはならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受け、研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も同様とする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の取扱いについては、札幌市個人情報保護条例（平成16年札幌市条例第35号）その他法人に適用される個人情報保護に係る規程を遵守しなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等において、個人が特定できないように処理し、厳重に管理する。また、個人を特定できる内容については、これを他に洩らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集し、又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集し、又は生成した資料、情報、データ等を合理的期間保存しなければならない。ただし、法令又は法人の規程に保存期間

の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係する法人の規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残さ物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもって廃棄処理をしなければならない。

(研究の成果の発表)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、当該研究の成果を発表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため発表に制約のある場合は、その合理的期間内において発表しないものとするができる。

2 研究の成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見・発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究の成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究の成果の発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(1) ねつ造 (存在しないデータの作成をいう。)

(2) 改ざん (データの変造又は偽造をいう。)

(3) 盗用 (他人のデータや研究の成果等を適切な引用なしで使用することをいう。)

5 研究の発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされるおそれがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用及び真摯な表現をしなければならない。

(論文著者の条件)

第11条 次に掲げる事項のいずれも満たす研究者に対しては、研究の成果の発表を行う際にその研究に係る論文の著者としての適切な権利及び義務 (以

下「オーサーシップ」という。)を認める。

- (1) 研究の着想、研究成果の分析、論文の執筆等いずれかの研究過程において主体的に携わっていること。
- (2) 自分が担当した部分について責任をもって説明ができること。
- (3) 共同研究者がそのオーサーシップに同意していること。

(研究費の取扱い)

第12条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、札幌市からの運営費交付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団法人等からの助成金、寄付金等によって賄われていることに常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託にこたえなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係する法令及び法人の規程等を遵守しなければならない。

4 研究者は、証ひょう書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第13条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(研究倫理審査委員会)

第14条 この規程の運用を実効あるものにするため、及びこの規程の目的とする研究を推進するために、公立大学法人札幌市立大学倫理委員会を設置する。

2 前項に規定する委員会に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、経営企画課が所管する。



附 則

(施行期日および適用)

- 1 この規程は、平成18年9月6日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日以降に開始された研究について適用する。

附 則

(施行期日および適用)

- 1 この規程は、平成20年11月5日から施行する。

## 公立大学法人札幌市立大学倫理委員会規程

平成19年3月27日

平成19年規程第4号

改正 平成20年規程第8号

改正 平成22年規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌市立大学学則第16条第2項の規定に基づき、公立大学法人札幌市立大学（以下「法人」という。）において研究者及び共同研究者（以下「研究者等」という。）が法人内外で行う、人を対象とし、又は人体より採取した材料を用いる研究その他の倫理的な配慮の必要な研究について、「ヘルシンキ宣言」（1964年世界医師会）等の主旨に沿い、特に臨床研究については「臨床研究に関する倫理指針」（2003年厚生労働省）、疫学研究については「疫学研究に関する倫理指針」（2002年文部科学省・厚生労働省）及び看護研究については「看護研究における倫理指針」（2004年社団法人日本看護協会）に基づいて、倫理的妥当性についての審査を適正かつ円滑に実施するために設置する公立大学法人札幌市立大学倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法人に、研究倫理規程第14条1項に基づき、研究倫理に関する重要事項を審議するため、委員会を置く。

(審議事項)

第3条 委員会は、第1条に規定する研究を対象として、研究倫理審査申請書（以下「申請書」という。）に基づき倫理的妥当性の審査（以下「審査」という。）を行う他、研究倫理に関する事項その他理事長が付託した事項を審議する。

(委員会の責務)

第4条 委員会は、審査を行うに当たっては、特に、次に掲げる点に留意しなければならない。

(1) 研究の対象となる個人の人権擁護への対応

- (2) 研究の対象となる個人に理解を求め研究協力の同意を得る方法
- (3) 研究によって生ずる危険と不快に対する配慮
- (4) その他倫理的配慮が必要な生物などへの配慮

2 委員会は、法人における研究に係る倫理的事項について、研究者へ必要な事項を周知し、報告し、並びに共通認識及び理解を深める役割を担う。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) デザイン学部長又はデザイン学部長がデザイン研究科長と協議の上指名する者
- (2) 看護学部長又は看護学部長が看護学研究科長と協議の上指名する者
- (3) 事務局長又は事務局長が指名する者
- (4) その他理事長が指名する者

2 委員は、理事長が任命する。

(任期)

第6条 前条第1項第1号のデザイン学部長がデザイン研究科長と協議の上指名する者、同項第2号の看護学部長が看護学研究科長と協議の上指名する者及び同項第3号の事務局長が指名する者並びに同項第4号の委員に係る任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及びデザイン学部ならびに看護学部から各1名の副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長の職務を補佐する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(定足数)

第8条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、学部の異なる委員1人を含む過半数の委員の出席がなければ、合意又は議決をすることはできない。

(議事)

第9条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決定する。審査の判定は、出席委員の合意によるものとする。ただし、

委員長が必要と認める場合は、議決をもって判定することができる。

- 2 審査対象となっている研究の研究者等は、審査の場から退席しなければならない。
- 3 判定は、次に掲げる表示による。
  - (1) 非該当
  - (2) 承認
  - (3) 条件付承認
  - (4) 変更の勧告
  - (5) 不承認
- 4 委員会が軽易な事項に該当すると判断した申請の審査は、迅速な審査を行うことができる。
- 5 審査の経過及び判定は、記録として保存するとともに、承認された研究の課題名及び研究代表者名は、必要に応じて公開されなければならない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。ただし、当該委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(申請手続、判定の通知及び報告)

第11条 審査を申請しようとする研究者等は、申請書に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、委員会に提出しなければならない。委員長は、委員会において当該申請に対する審査を行うために、速やかに委員会を招集しなければならない。

- 2 申請をした研究者は、委員会の求めがあった場合には、委員会に出席し、申請書の内容を説明しなければならない。
- 3 委員会は、申請書の受理後1月以内に審査の結果を申請者に通知書をもって通知するとともに、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 4 前項の規定による通知をするに当たって、審査の判定が、第9条第3項第3号から第5号に該当する場合には、当該通知に係る通知書に条件を付し、変更を勧告し、又は不承認とした理由を記載しなければならない。
- 5 第9条第3項第3号から第5号までに掲げる判定を受けた申請者は、書面をもって委員会に不服申立てをすることができる。

6 委員会は、前項の不服申立てについて速やかに審議し、申請者にその結果を通知しなければならない。この場合において、委員会は、不服申立てがあった旨及びその審議結果を理事長に報告しなければならない。

(専門部会)

第12条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条に規定する審議事項に関し専門的な調査及び審議を行う。

3 専門部会の委員は、委員長が任命する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、第5条第1項各号に掲げる委員以外の者を専門部会の委員として任命することができる。

5 委員は、複数の専門部会の委員を兼ねることができる。

6 専門部会に部会長を置き、委員長の指名する者をもって充てる。

7 部会長は、専門部会において調査及び審議した事項を委員会に報告するものとする。

8 前各項に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委員の守秘義務)

第13条 委員会の委員は、審査等を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(議事録の作成)

第14条 委員長は、議事録を作成しなければならない。

(事務局)

第15条 委員会事務局（以下「事務局」という。）を、経営企画課に置く。

2 事務局は、委員会に係る庶務を行う。

3 事務職員は、審査等に係る庶務を行う上で知り得た個人及び申請書に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。事務職員を退いた後も同様とする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（委員の任期に関する特例）
- 2 施行日以後、平成22年3月31日までの間、委員に係る任期は、第6条本文の規定にかかわらず、2年の範囲内で理事長が別に定める。  
（委員長を選任に関する特例）
- 3 施行日以後、平成22年3月31日までの間、委員長については、第7条第1項の規定にかかわらず、委員のうちから理事長の指名する者をもって充てることができるものとする。

附 則

(施行期日)

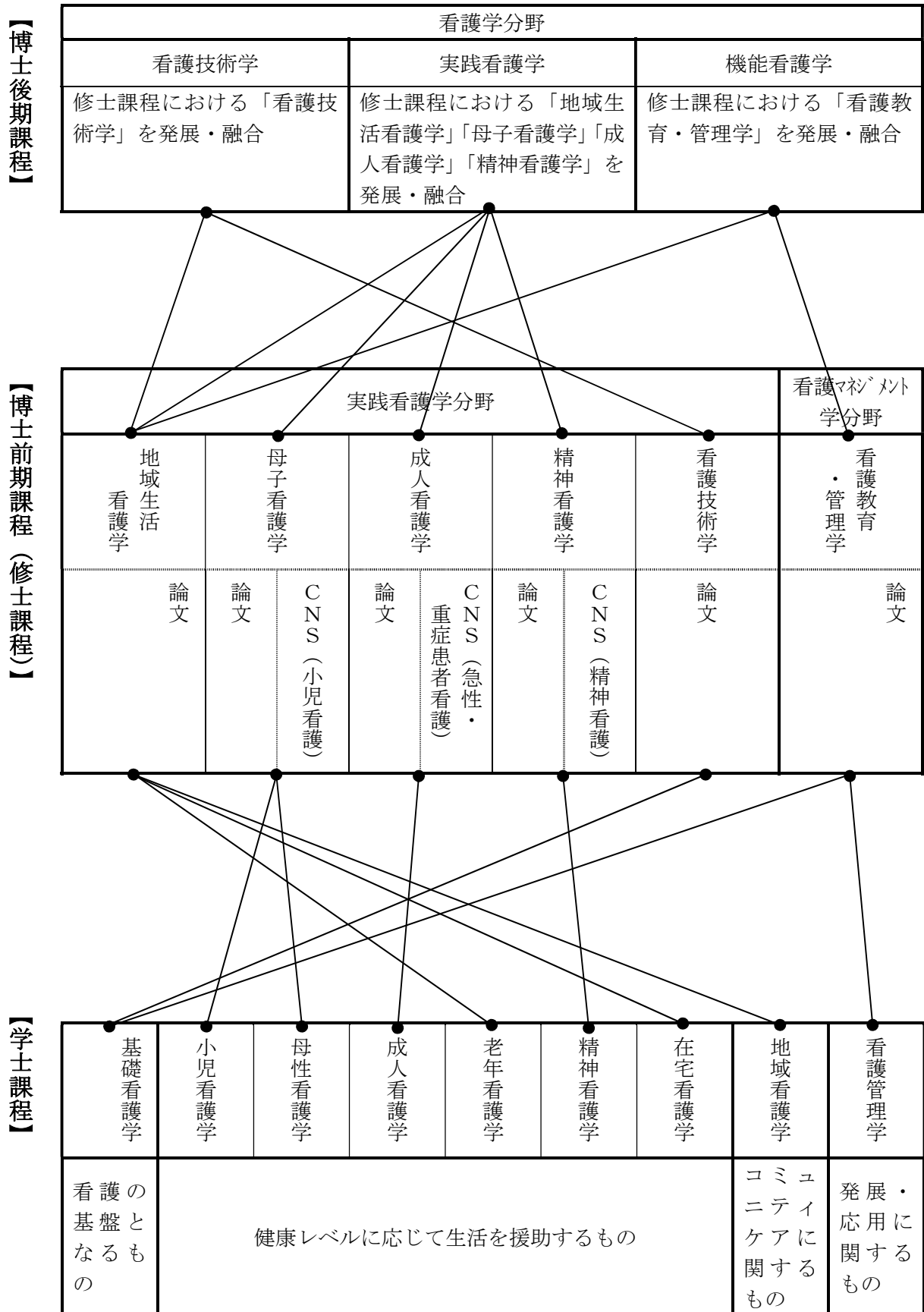
- 1 この規程は、平成20年11月5日から施行する。

附 則（平成22年改正規程第13号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（委員の任期に関する特例）
- 2 第4条第2項の規定により施行日以後、平成24年3月31日までの間、委員に係る任期は、第5条本文の規定にかかわらず、2年の範囲内で理事長が別に定める。  
（委員長を選任に関する特例）
- 3 施行日以後、平成24年3月31日までの間、委員会に係る委員長については、第6条第1項の規定にかかわらず、委員のうちから理事長の指名する者をもって充てることができる。

看護学部と看護学研究科の関連図（カリキュラム・教員組織）



## 看護学研究科博士後期課程 時間割 (1年)

時限	時間	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1	9:00 ~ 10:30												
2	10:40 ~ 12:10												
3	13:10 ~ 14:40												
4	14:50 ~ 16:20	看護学 特講		横断型連携 特別演習				実践看護学 特別演習		機能看護学 特別演習			
		看護技術学 特別演習		後期特別研究 I									
6	18:10 ~ 19:40	看護学 特講		横断型連携 特別演習									
		看護技術学 特別演習		後期特別研究 I									
7	19:50 ~ 21:20	看護学 特講		横断型連携 特別演習									
		看護技術学 特別演習		後期特別研究 I									

※「後期特別研究 I」は、教員と学生が協議の上で授業時間帯を確定する。



看護学研究科博士後期課程 時間割 (2年)

時 限	時間	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1	9:00 ~ 10:30												
2	10:40 ~ 12:10												
3	13:10 ~ 14:40												
4	14:50 ~ 16:20												
5	16:30 ~ 18:00			後期特別研究Ⅱ									
6	18:10 ~ 19:40												
7	19:50 ~ 21:20			後期特別研究Ⅱ									

※「後期特別研究Ⅱ」は、教員と学生が協議の上で授業時間帯を確定する。

看護学研究科博士後期課程 時間割 (3年)

時 限	時 間	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1	9:00 ~ 10:30												
2	10:40 ~ 12:10												
3	13:10 ~ 14:40												
4	14:50 ~ 16:20												
5	16:30 ~ 18:00										後期特別研究Ⅲ		
6	18:10 ~ 19:40										後期特別研究Ⅲ		
7	19:50 ~ 21:20												

※「後期特別研究Ⅲ」は、教員と学生が協議の上で授業時間帯を確定する。

# 看護学研究科院生研究室見取り図

